

「小型無人機の飛行位置把握に係る無線システムの調査検討会」開催要綱（案）

1 名称

調査検討会の名称は、「小型無人機の飛行位置把握に係る無線システムの調査検討会」（以下、「調査検討会」という。）とする。

2 目的

近年、災害対応や物流分野（宅配）等の分野において小型無人機の利活用に向けた実証試験が進んでおり、小型無人機の自律飛行による見通し外での長距離飛行に対するニーズが高まりを見せている。

このため、政府では、「小型無人機の利活用と技術開発のロードマップ」（小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会決定）において、「目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、小型無人機の運航ルール・技術開発の進展や国際動向も踏まえて、調査・検討を進める」ことが決定された。また、平成 28 年度に総務省が行った「小型無人機の目視外飛行実現に向けた周波数有効利用方策に関する調査検討会」報告書では、目視外飛行に必要な無線通信の機能・性能、周波数案が検討され、ここでは位置配信・衝突回避のためのシステムについて 400MHz 帯及び 920MHz 帯の周波数がその候補として提案されたところである。

本調査検討会では、これらの周波数帯を対象に、電波伝搬特性、無線機器の製造の容易さ（低廉化・小型化・省消費電力化等）及びデータ取得のリアルタイム性等を比較考量しながら、地上から 10km 程度離れた地点における小型無人機の飛行位置等が取得可能な「新たな飛行位置把握システム」について、その基本的な構成や技術的条件を導出することを目的とする。

3 調査検討事項

- (1) 新たな飛行位置把握システムの利用が期待される分野、扱う情報内容へのニーズ
- (2) 新たな飛行位置把握システムの基本的な構成、及び技術的条件
- (3) (2) を基にした実フィールドにおける検証
- (4) 他の無線システムとの周波数共用条件
- (5) その他、本調査検討に必要と認められる事項

4 構成

本調査検討会は、東北総合通信局長が委嘱する委員により構成する。

5 運営

- (1) 本調査検討会に座長及び副座長を置く。
- (2) 座長は調査検討会の招集及び主宰を行うものとし、東北総合通信局長が委員の中から指名する。
- (3) 副座長は座長不在時にその任にあたるものとし、座長が委員の中から指名する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは調査検討会に有識者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (5) 本調査検討会における技術的な検討等を行うため、座長が委員の中から指名する者による作業グループを設置することができる。
- (6) その他、調査検討会の運営に関する事項は調査検討会において定める。

6 設置期間

調査検討会は、その設置の日から平成30年3月30日までの間に設置する。

7 事務局

調査検討会の事務局は、東北総合通信局無線通信部企画調整課に置く。

附則

- 1 この要綱は平成29年7月12日から施行する。